

## 新旧対照表

新	旧
<p>(駐車施設の承認申請)</p> <p>第2条 条例第9条第2項の規定により承認を受け、又は承認を受けた事項を変更しようとする者は、<u>第4条第1項の規定による届出をする前に、駐車施設附置(変更)特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 建築物調書</p> <p>(2) 図面</p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>(承認等の通知)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その申請を承認するときは<u>駐車施設附置(変更)特例承認通知書</u>により、その申請を承認しないときは<u>駐車施設附置(変更)特例不承認通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>(駐車施設の設置等の届出)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により駐車施設を設置し、又は届け出た事項を変更しようとする者は、<u>当該建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知をする前に、駐車施設附置(変更)届出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 建築物調書</p> <p>(2) 図面</p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による届出を受理したときは、駐車施設附置(変更)受理書により当該届出者に通知するものとする。</u></p> <p>(設置完了届)</p> <p>第5条 第3条の規定により承認を受けた者又は前条の規定により届出をした者<u>(駐車施設の設置の届出をした者に限る。)</u>は、設置完了後速やかに設置完了届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(駐車施設の廃止の届出)</p> <p>第6条 条例第10条の2の規定により駐車施設の廃止を届け出ようとする者は、<u>廃止届を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(駐車施設を附置する必要がない建築物)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第2号に規定する市長が<u>特に駐車施設を必要としないと認めた建築物</u></p>	<p>(駐車施設の承認申請)</p> <p>第2条 条例第9条第2項の規定により承認を受けようとする者は、<u>駐車施設承認申請書に建築物調書を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(承認等の通知)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その申請を承認するときは<u>駐車施設承認通知書</u>により、その申請を承認しないときは<u>その旨を申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(駐車施設の届出)</p> <p>第4条 条例第10条の規定により駐車施設を設置を届け出ようとする者は、<u>駐車施設設置届に建築物調書を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(設置完了届)</p> <p>第5条 第3条の規定により承認を受けた者又は前条の規定により届出をした者は、設置完了後速やかに設置完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。</p>

は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校の学生、生徒、児童若しくは幼児のための寄宿舎
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条若しくは第19条の規定により都市計画決定された事業により新築し、若しくは増築される建築物又は駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条の2に規定する大規模の修繕若しくは大規模の様様替がされる建築物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

第8条及び第9条 略

附 則

1 略

2 厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例(令和8年厚木市条例第10号)附則第3項の規定による届出は、改正後条例適用届出書を市長に提出することにより行うものとする。

別記様式(第8条関係)

様式 略

第6条及び第7条 略

附 則

略

別記様式(第6条関係)

様式 略